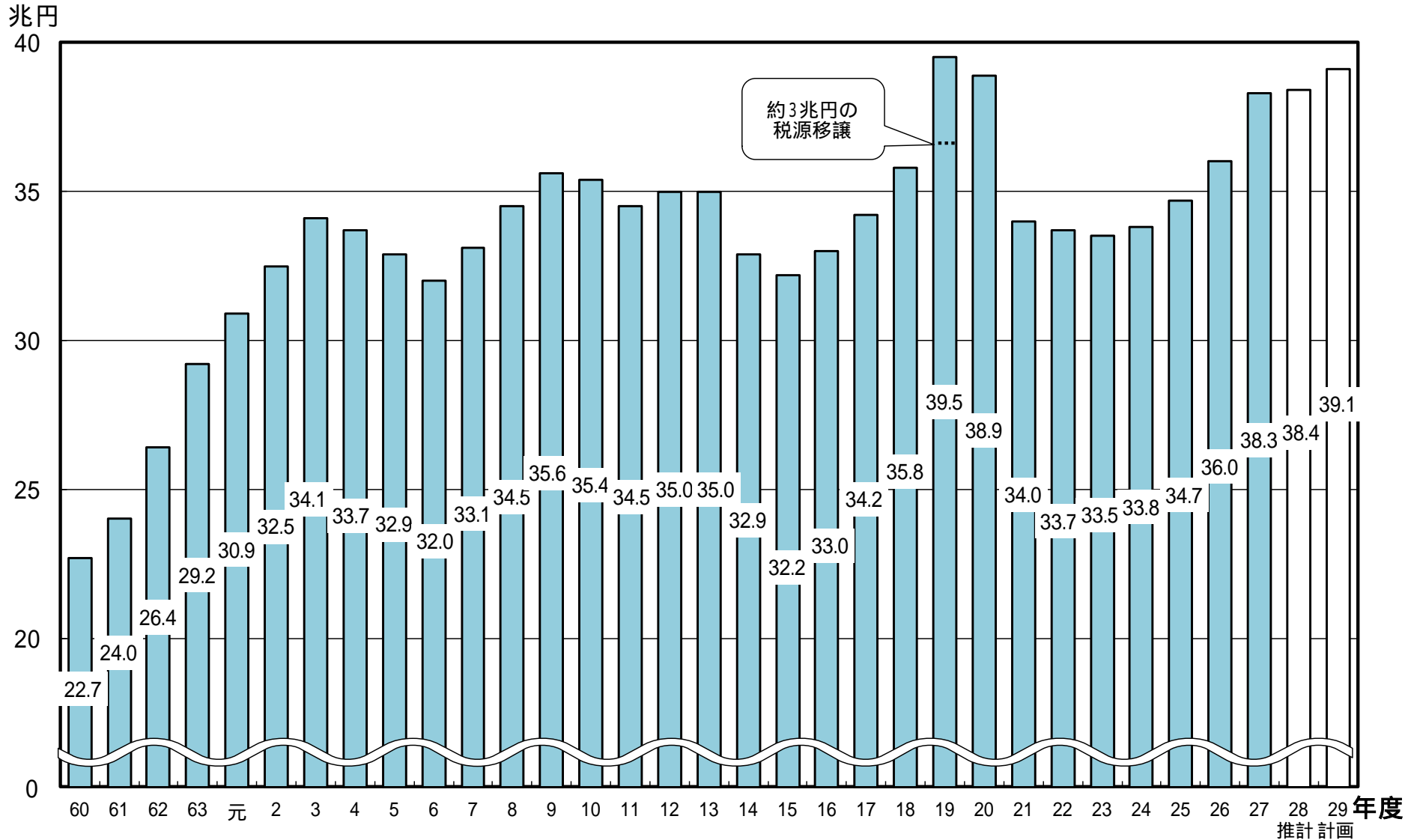


第2回国と地方のシステムWG 御説明資料②

(地方財政の現状に関する評価と今後の方向性)

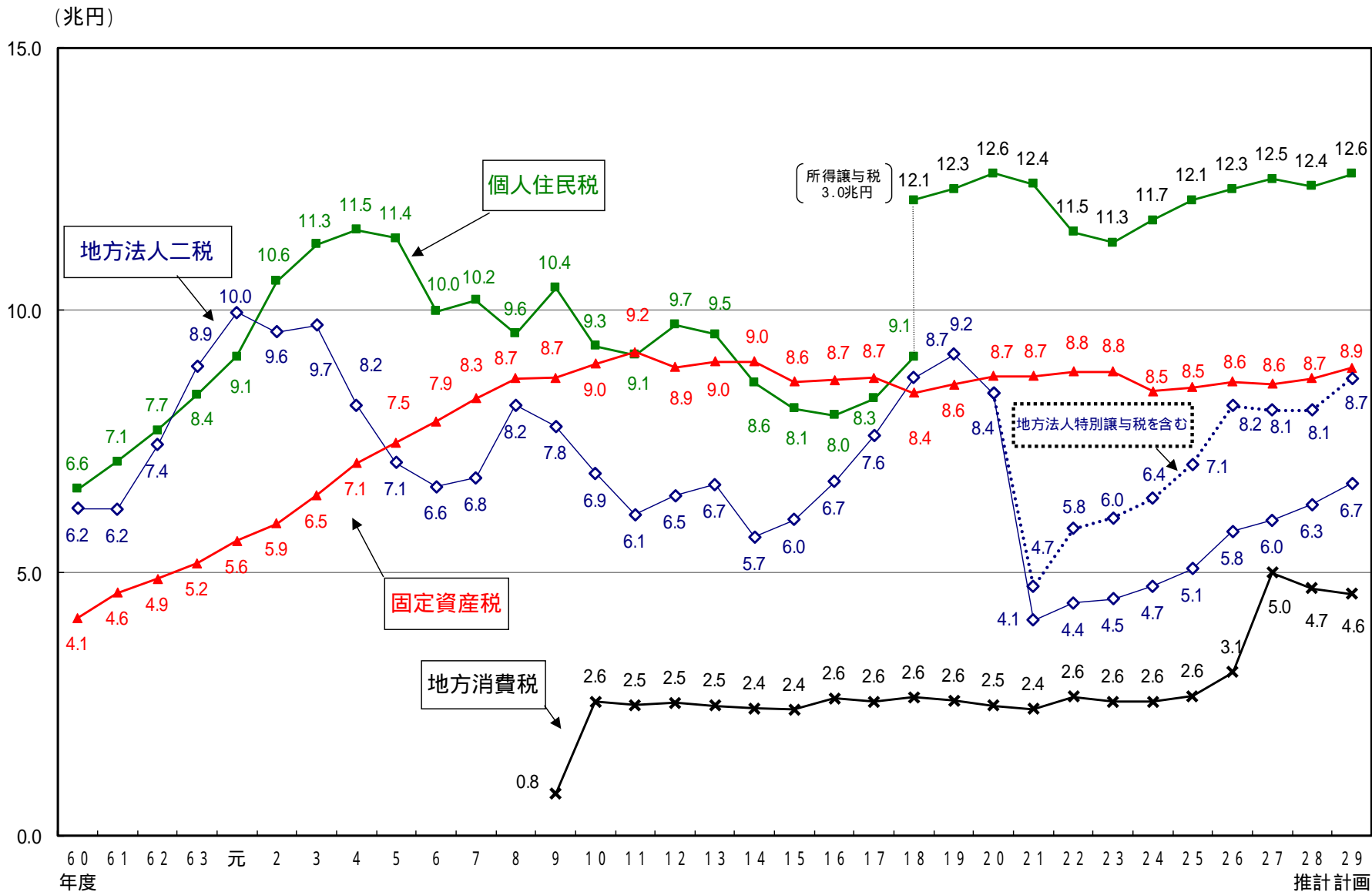
平成29年3月6日
総務省自治税務局

地方税収（地方財政計画ベース）の推移



- (注) 1 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。
 2 平成27年度までは決算額、28年度は推計額（H28.12時点）、29年度は地方財政計画額である。
 3 このほか、平成21年度以降、地方法人特別譲与税が国から都道府県に対して譲与されている。
 (㉑) 0.6兆円、(㉒) 1.4兆円、(㉓) 1.5兆円、(㉔) 1.7兆円、(㉕) 2.0兆円、(㉖) 2.4兆円、(㉗) 2.1兆円、(㉘) 1.8兆円、(㉙) 2.0兆円)

主要税目（地方税）の税収の推移



(注) 1 表中における計数は、超過課税を含まない。

2 平成27年度までは決算額、28年度は推計額（H28.12時点）、29年度は地方財政計画額である。

3 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税を加算した額。

(㉑) 0.6兆円、(㉒) 1.4兆円、(㉓) 1.5兆円、(㉔) 1.7兆円、(㉕) 2.0兆円、(㉖) 2.4兆円、(㉗) 2.1兆円、(㉘) 1.8兆円、(㉙) 2.0兆円)

人口一人当たりの税収額の指数(平成27年度決算額)

地方税計

最大/最小:2.5倍



38.3兆円

個人住民税

最大/最小:2.6倍



12.0兆円

地方法人二税

最大/最小:6.2倍



6.0兆円

地方消費税(清算後)

最大/最小:1.6倍



5.0兆円

(参考)地方法人特別譲与税

最大/最小:1.4倍



2.1兆円

※上段の「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。

人口一人当たりの税収額の指数(平成27年度決算額)

固定資産税

最大/最小: 2.4倍



8.7兆円

地方のたばこ税

最大/最小: 1.6倍



1.1兆円

自動車税

最大/最小: 2.2倍



1.5兆円

軽油引取税

最大/最小: 4.5倍



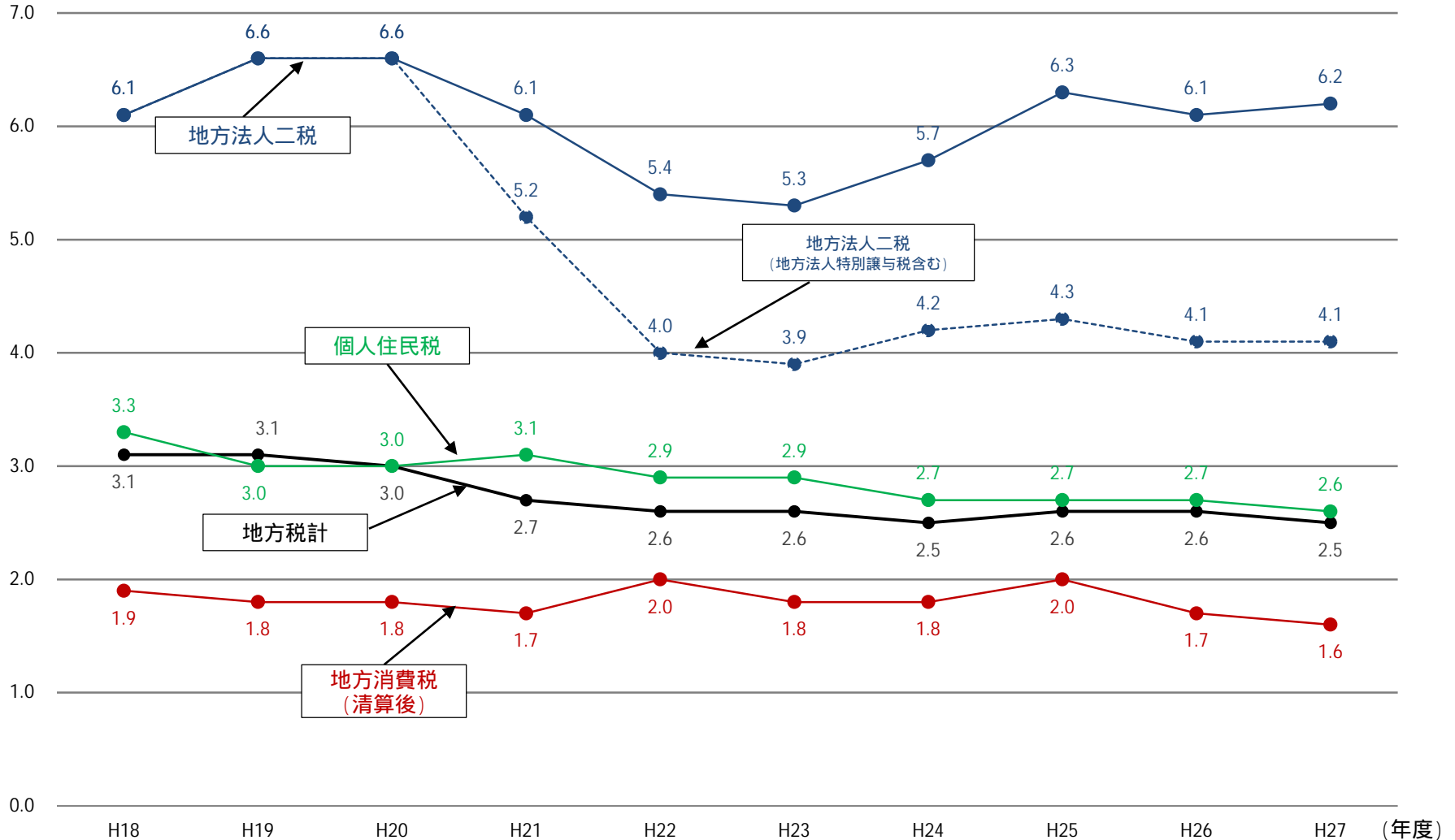
0.9兆円

※上段の「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値と最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。

人口一人当たり税収額の偏在度（最大/最小）の推移

【最大/最小の倍率()】

(倍)



() 「最大/最小の倍率」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。

(注1) 税収額については各年度の決算額(各年度とも超過課税及び法定外税等を除く)であり、人口は住民基本台帳人口(24年度までは各年度末日、25年度以降は各年度1月1日)による。

(注2) 「個人住民税」の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額である。

(注3) 「地方法人二税」のH21以降の点線は、地方法人二税に地方法人特別譲与税を加えた額である。

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の創設経緯並びに「抜本改革法」

経済財政改革の基本方針2007
(抄)
(平成19年6月19日閣議決定)

平成20年度税制改正の要綱
(抄)
(平成20年1月11日閣議決定)

地方法人特別税等に関する暫
定措置法(抄)
(平成20年法律第25号)

社会保障の安定財源の確保等
を図る税制の抜本的な改革を
行うための消費税法の一部を
改正する等の法律(抄)
(平成24年法律第68号)

法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方税の在り方や国と地方の間の税目・税源配分(地方交付税財源を含む)の見直しなど、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差の縮小を目指す。

八 地域間の財政力格差の縮小
地方税制については、更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実を図る中で、地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進める。

この基本方向に沿って、消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方を見直しを含む地方税改革の実現に取り組む。

消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、「地方法人特別税」及び「地方法人特別譲与税」を創設することにより、偏在性の小さい地方税体系の構築を進める。

(趣旨)

第一条 この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。)の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

第七条

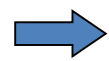
五 地方税制については、次に定めるとおり検討すること

イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

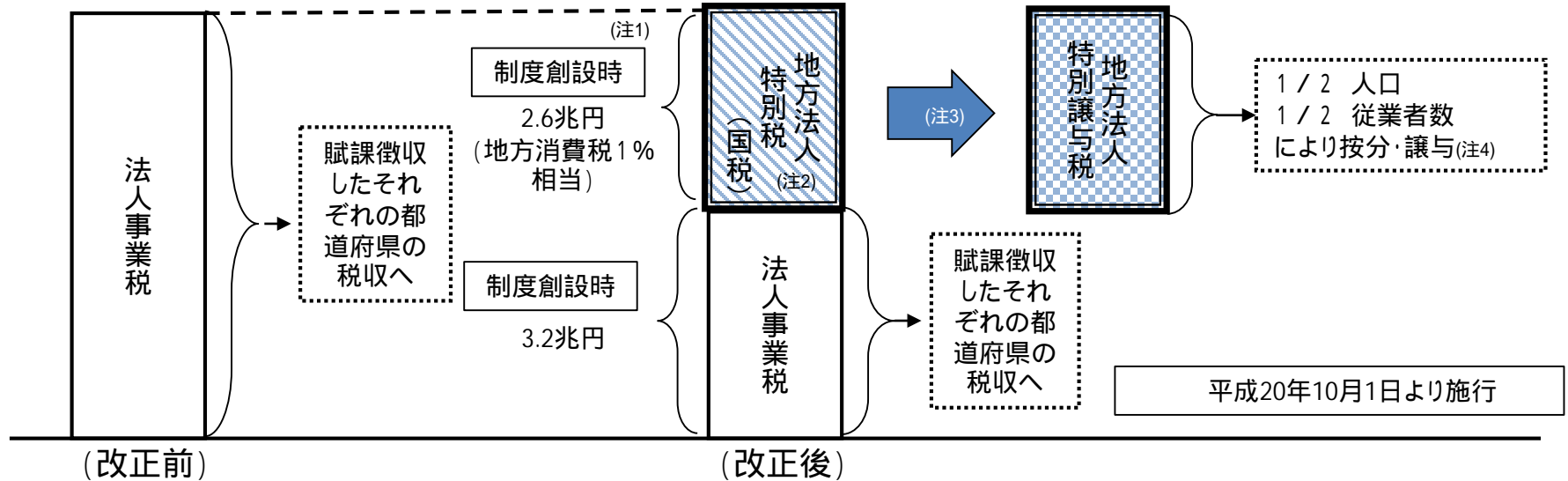
地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の創設

地方法人特別税・譲与税(H20年度創設)は、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」<暫定措置法1条>。



税制の抜本的な改革と併せて抜本的に見直し。

併せて、地方法人課税のあり方を見直し、税源偏在を是正。<税制抜本改革法第7条第5号>



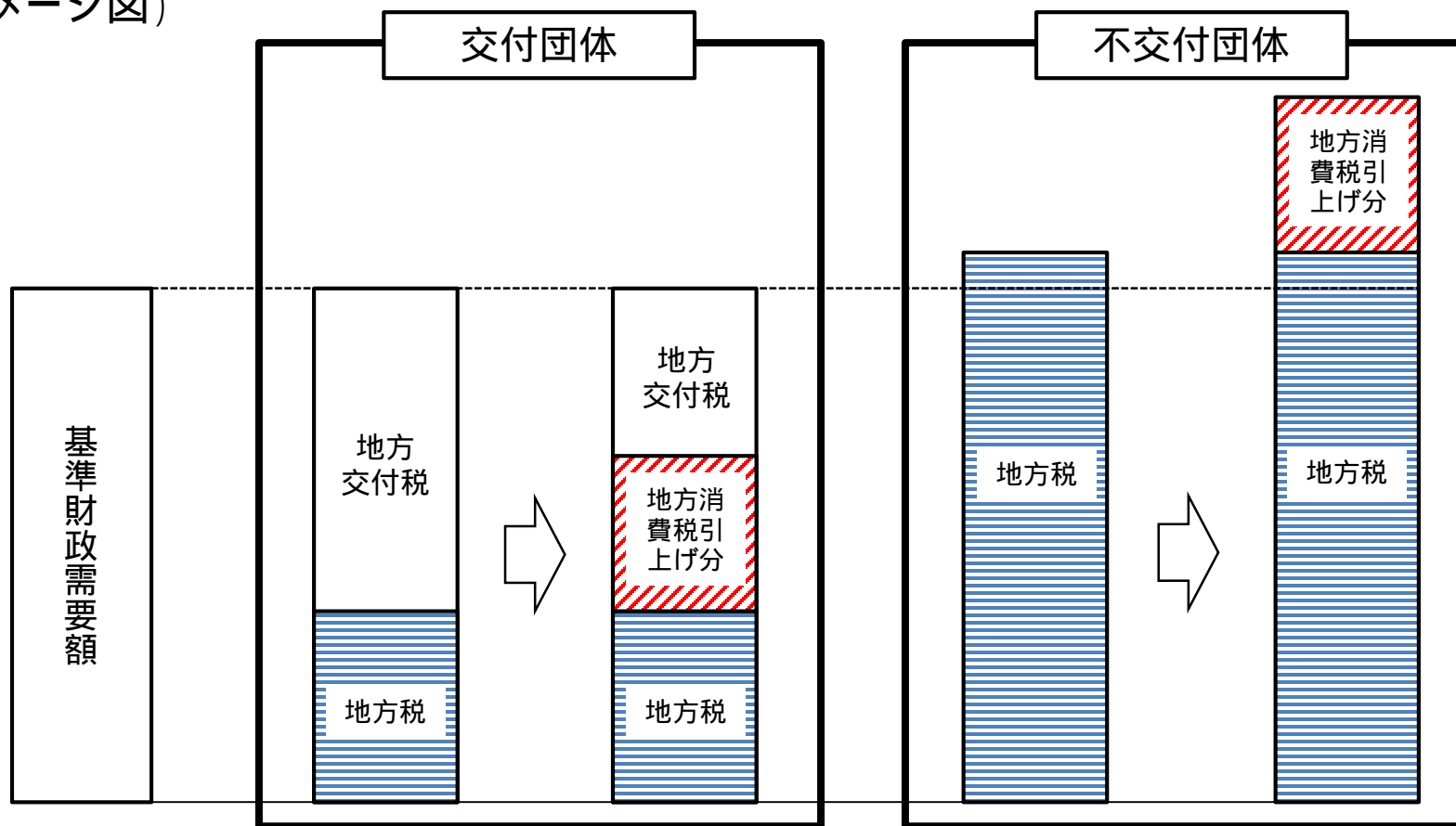
(注)

- 1 制度創設(平成20年度改正)時の、平成20年度当初の税収見込みをもととした地方法人特別税・譲与税の規模(平年度化後)。
- 2 地方法人特別税(国税)は、都道府県が、法人事業税と併せて賦課徴収。
- 3 地方法人特別税の課税標準は、法人事業税(所得割・収入割)の税額(標準税率分)。
- 4 都道府県が賦課徴収した地方法人特別税の税収は、その全額を、地方法人特別譲与税として、都道府県に譲与。

地方消費税の税率引上げにより交付団体と不交付団体間の財政力格差は拡大

地方消費税の税率引上げにより、交付団体については地方交付税が減少し収入は変わらない。一方で、不交付団体については、地方消費税の引上げ分、財源超過額が拡大する。

(イメージ図)



第一 平成26年度税制改正の基本的考え方

2 税制抜本改革の着実な実施

（2）地方法人課税の偏在是正

地方税制については、消費税率8%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、当該引下げ分に相当する、課税標準を法人税額とする地方法人税（仮称）を創設して、その税込全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資とする。なお、この偏在是正により生じる財源（不交付団体の減収分）を活用して、地方財政計画に歳出を計上する。また、地方法人特別税・譲与税の規模を縮小し、法人事業税に復元する。

消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

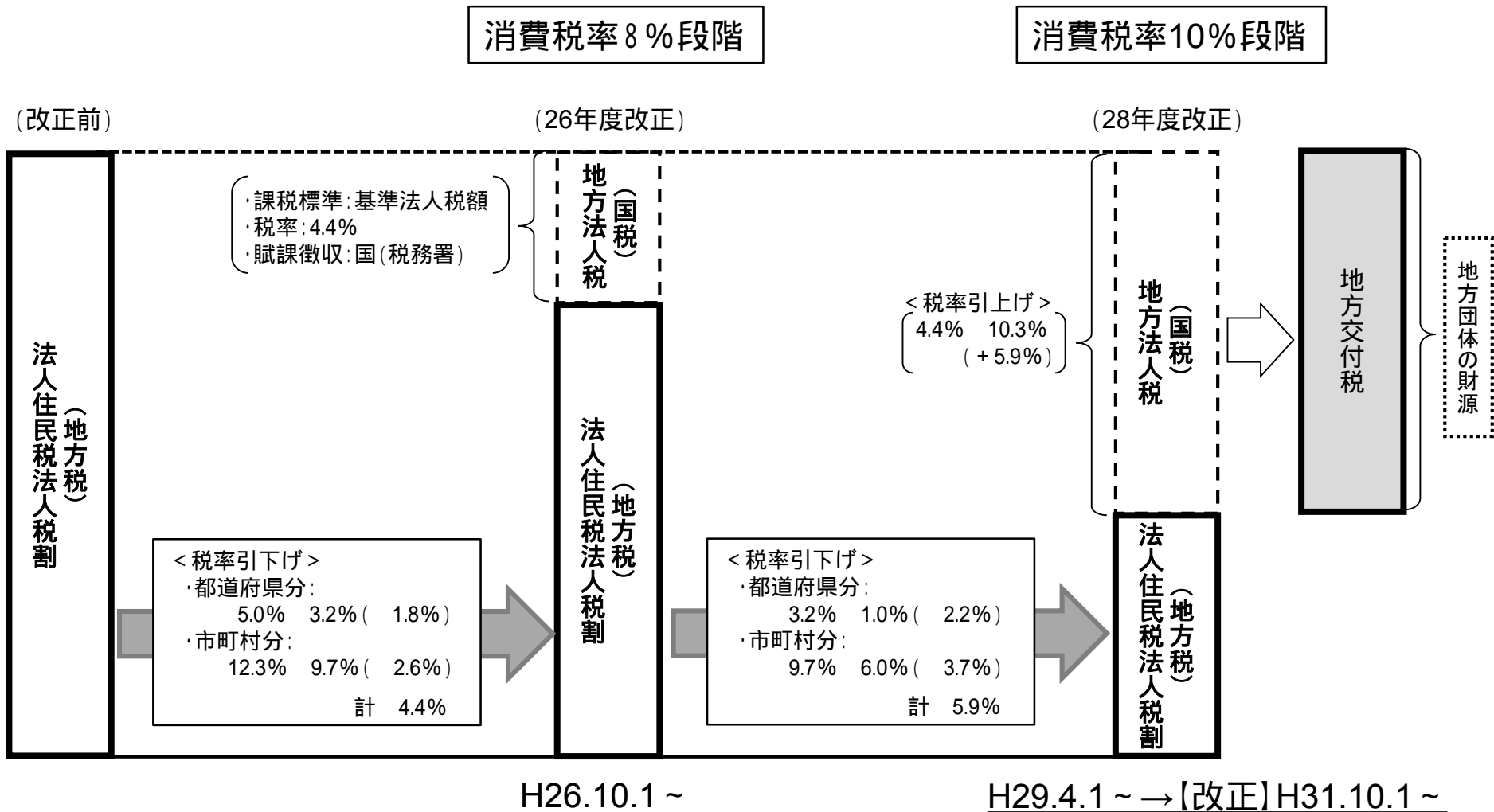
3 地方創生の推進・特区に係る税制上の支援措置

（1）地方法人課税の偏在是正

地方創生を推進するためには、地方公共団体が安定的な財政運営を行うことのできる地方税体系を構築する必要がある。こうした観点も踏まえ、地方法人課税については、消費税率（国・地方）8%段階の措置に引き続き、消費税率10%段階においても、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るための措置を講ずる。また、地方法人特別税・譲与税を廃止し、法人事業税に復元するとともに、これに代わる偏在是正措置を講ずる。

具体的には、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、地方法人税の税率を当該引下げ分相当引上げ、その税込額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資とする。更に、地方法人特別税・譲与税に代わる偏在是正措置に伴う市町村の減収補てん、市町村間の税源の偏在性の是正及び市町村の財政運営の安定化を図る観点から、法人事業税の一定割合を市町村に交付する制度を創設する。なお、この偏在是正により生じる財源（不交付団体の減収分）を活用して、地方財政計画に歳出を計上する。

法人住民税法人税割の交付税原資化の概要



地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の縮小・廃止

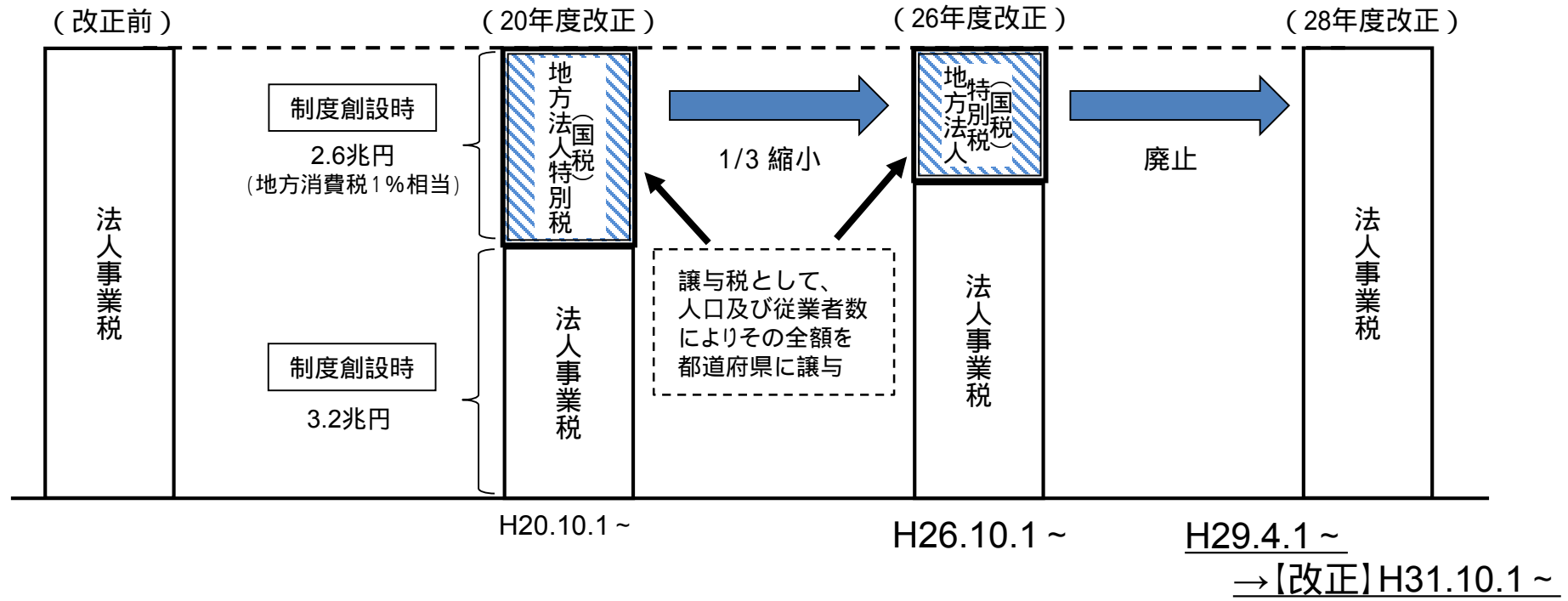
税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として
 地域間の税源偏在を是正するための制度として導入 平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用



- 平成26年度改正 地方法人特別税の規模を1 / 3縮小し、法人事業税に復元
平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用
- 平成28年度改正 地方法人特別税を廃止し、法人事業税に復元
平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用

消費税率8%段階

消費税率10%段階



地方法人課税の偏在是正(消費税率10%段階の措置)の実施時期の変更

平成29年4月1日施行



平成31年10月1日施行

